

## 地方独立行政法人市立吹田市民病院公衆無線 Wi-Fi 利用規約

制定 平成 30 年 11 月 14 日

改正 平成 31 年 2 月 1 日

### (趣旨)

第 1 条 この規約は、地方独立行政法人市立吹田市民病院（以下、「病院」という。）が患者及び来訪者（以下、「利用者」という。）に快適な病院環境を提供するために整備した公衆無線 Wi-Fi（以下、「無線 Wi-Fi」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (利用場所)

第 2 条 利用場所は、一般外来及び救急外来待合、各病棟とする。

### (利用者が準備するもの)

第 3 条 無線 Wi-Fi の利用を希望する者は、利用に当たって、次に掲げるものを準備しなければならない。なお、病院から機器等の貸し出しは一切行わない。

- (1) スマートフォン、パーソナルコンピュータ等の接続端末
- (2) 無線 Wi-Fi インターフェース
- (3) 閲覧ソフト

### (無線 Wi-Fi の利用)

第 4 条 利用者は、下記の条件のもと、無線 Wi-Fi を利用してインターネットに接続することができる。

- (1) 利用者は、本利用規約に同意しなければ、無線 Wi-Fi を利用してはならない。
- (2) 無線 Wi-Fi を利用した者は、この規約に同意したものとみなす。
- (3) 無線 Wi-Fi の利用料金は、無料とする。
- (4) 病院は、設定等、技術的な質問についての問い合わせを一切受け付けない。
- (5) 無線 Wi-Fi について、常に安定した接続環境を保障するものではない。

### (サービス利用に伴うセキュリティリスク)

第 5 条 無線 Wi-Fi を利用するにあたり、悪意のあるサイトまたは第三者より ID やパスワード、クレジット情報などを盗聴される危険があります。特に重要な通信については、利用者の判断のもと実施すること。

### (禁止事項)

第 6 条 利用者は、無線 Wi-Fi の利用に際して、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 著作権その他の権利を侵害する行為又はそのおそれがある行為
- (2) 財産又はプライバシーを侵害する行為、又はそのおそれがある行為
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、他の利用者若しくは病院に不利益又は損害を与え

る行為、又はそのおそれがある行為

- (4) 他人を誹謗中傷する行為
- (5) 公序良俗に反する行為若しくはそのおそれがある行為又は公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為
- (6) 犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結びつく行為、又はそのおそれがある行為
- (7) 選挙運動又はこれに類する行為
- (8) 性風俗、宗教又は政治に関する行為
- (9) ID 又はパスワードを不正に使用する行為
- (10) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを無線 Wi-Fi を通じて若しくは関連して使用する行為又は提供する行為
- (11) 特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
- (12) 大音量での音楽・動画再生、大量データのダウンロードにより通信回線に負担をかける等、他の利用者・来院者に対して迷惑になる行為
- (13) 利用場所における病院備え付けの電源コンセントの利用
- (14) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれがある行為又は病院が不適切と判断する行為

(運用の中止)

第7条 病院は、次の各号のいずれかに該当するときは、無線 Wi-Fi の運用を予告なく中止することができる。

- (1) 無線 Wi-Fi の保守作業又は関連工事を実施するとき
- (2) 無線 Wi-Fi の回線、機器等の障害等やむを得ない事由が生じたとき
- (3) 前各号に掲げるもののほか、無線 Wi-Fi の運用上、病院が必要と認めるとき

2 無線 Wi-Fi の運用の中止により、利用者又は第三者が被った損害について、その責を一切負わない。

(免責等)

第8条 病院は、無線 Wi-Fi サービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止、無線 Wi-Fi を通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者のコンピュータのウイルス感染等による被害、データの破損又は漏洩その他無線 Wi-Fi に関連して発生した利用者の損害について、その責を一切負わない。

- 2 病院は、無線 Wi-Fi のサービス内容及び利用者が無線 Wi-Fi を通じて取得する情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等についていかなる保証も行わない。
- 3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスは、当該利用者が費用を負担する。
- 4 無線 Wi-Fi への接続に係る利用者の機器設定については、利用者が行うものとする。この場合において、病院は、接続する機種、OS、ソフト等により無線 Wi-Fi を利

用できない場合についても、その責を一切負わない。

5 病院は、利用者が無線 Wi-Fi を利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、その責を一切負わない。

6 病院は、無線 Wi-Fi の適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録し、又は特定の WEB サイトへの接続を制限することができる。

(利用規約の変更)

第9条 病院は、必要があると認めるときは、予告なくこの規約を変更できるものとする。この規約の変更後に利用者が本サービスを利用したときは、利用者は、変更後の規約に同意したものとみなす。

附則

この規約は、平成30年12月1日から施行する。

附則

この規約は、平成31年2月1日から施行する。